平成 26 年 3 月 14 日

各　　位

会 社 名　株式会社アイレックス
代表者名　代表取締役社長　畑　　徹
（ＪＡＳＤＡＱ・コード 6944）
問合せ先
常務取締役　管理本部長　榎　恒久
電話 03－3245－2011

# 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」及び「過年度決算短信等の一部訂正等に関するお知らせ」に記載しましたとおり、過年度の有価証券報告書、四半期報告書ならびに決算短信に関し訂正作業を行い、本日必要な訂正報告書等を関東財務局に提出するとともに、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記の通りお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係各位には、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

１．訂正の対象となった内部統制報告書

第 67 期内部統制報告書（自　平成 20 年 4 月 1 日　至　平成 21 年 3 月 31 日）
第 68 期内部統制報告書（自　平成 21 年 4 月 1 日　至　平成 22 年 3 月 31 日）
第 69 期内部統制報告書（自　平成 22 年 4 月 1 日　至　平成 23 年 3 月 31 日）
第 70 期内部統制報告書（自　平成 23 年 4 月 1 日　至　平成 24 年 3 月 31 日）
第 71 期内部統制報告書（自　平成 24 年 4 月 1 日　至　平成 25 年 3 月 31 日）

２．訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正いたします。

（1）第 67 期内部統制報告書（自　平成 20 年 4 月 1 日　至　平成 21 年 3 月 31 日）

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成 21 年 3 月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載しました財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。従って、平成 21 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成 25 年 6 月 10 日付で平成 24 年 3 月期(第 70 期)第 1 四半期から平成 25 年 3 月期(第 71 期)第 3 四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書の提出をしたにもかかわらず、平成 25 年 11 月 15 日に社内調査により、過年度の仕掛品の一部に資産性のないものが計上されていたことが発覚したことから、平成 25 年 11 月 22 日に不適切な会計処理の調査のため、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の主旨を踏まえて、当社と利害関係のない外部有識者である弁護士 2 名と公認会計士 1 名で構成する第三者委員会を設置し、類似事案の有無も含めて徹底的な調査を実施し、全容解明に取り組んでまいりました。今回の調査により、締め後売上、工事進行基準売上、市場販売目的のソフトウェアの資産性、仕掛品の一部について、更に訂正すべき不適切な会計処理が発覚しました。なお、この調査結果について、平成 26 年 3 月 7 日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。

本件に対する当社の対応として、平成 21 年 3 月期(第 67 期)以降の決算を訂正し、平成 21 年 3 月期から平成 26 年 3 月期(第 72 期)の第 2 四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出を行いました。

本件については、取締役相互・取締役会での監視機能、監査役・監査役会の取締役会に対する監視機能及び営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能が不十分で統制環境に不備があったこと、会計知識の欠如、コンプライアンス教育に対する経営者の姿勢等コンプライアンス意識が欠如していたことに加えて、ソフトウェア開発の受注において、仕掛品の実在性・網羅性・期間配分の適切性の確認が不十分であった等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。

以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、重要な欠陥に該当するものと判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、平成 25 年 6 月 10 日に公表しました改善対策を実行し、平成 26 年 3 月期からは、適切な会計処理を実行しておりますが、今回、二度目の訂正報告書等を提出する事態となったことを重く受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、財務報告に係る不備を是正するため、平成 26 年 3 月 7 日に第三者委員会から受領しました以下の提言に基づき、再発防止強化対策を着実に実行するとともに、全社一丸となって適切な財務報告の信頼回復に努める覚悟です。

(1) コーポレート・ガバナンス強化
① 取締役会の監視機能の回復
② 監査役及び監査役会の監視機能の実質化
③ 経営改革推進室の設置

(2) コンプライアンス態勢構築・強化
① コンプライアンス教育
② 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢
③ 内部通報制度の充実
④ コンプライアンス強化を目的とした専門部署の設置

(3) 業務プロセスの改善・強化
① 勤務記録の管理
② 財務会計データの精度の向上と有効活用
③ 経理部人員の増員
④ 予算の精度の向上
⑤ 内部監査室による監視の強化

（2）第68期内部統制報告書（自　平成21年4月1日　至　平成22年3月31日）

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成22年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載しました財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。従って、平成22年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成25年6月10日付で平成24年3月期（第70期）第1四半期から平成25年3月期（第71期）第3四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書の提出をしたにもかかわらず、平成25年11月15日に社内調査により、過年度の仕掛品の一部に資産性のないものが計上されていたことが発覚したことから、平成25年11月22日に不適切な会計処理の調査のため、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の主旨を踏まえて、当社と利害関係のない外部有識者である弁護士2名と公認会計士1名で構成する第三者委員会を設置し、類似事案の有無も含めて徹底的な調査を実施し、全容解明に取り組んでまいりました。今回の調査により、締め後売上、工事進行基準売上、市場販売目的のソフトウェアの資産性、仕掛品の一部について、更に訂正すべき不適切な会計処理が発覚しました。なお、この調査結果について、平成26年3月7日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。

本件に対する当社の対応として、平成21年3月期（第67期）以降の決算を訂正し、平成21年3月期から平成26年3月期（第72期）の第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出を行いました。

本件については、取締役相互・取締役会での監視機能、監査役・監査役会の取締役会に対する監視機能及び営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能が不十分で統制環境に不備があったこと、会計知識の欠如、コンプライアンス教育に対する経営者の姿勢等コンプライアンス意識が欠如していたことに加えて、ソフトウェア開発の受注において、仕掛品の実在性・網羅性・期間配分の適切性の確認が不十分であった等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。

以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、重要な欠陥に該当するものと判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、平成25年6月10日に公表しました改善対策を実行し、平成26年3月期からは、適切な会計処理を実行しておりますが、今回、二度目の訂正報告書等を提出する事態となったことを重く受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、財務報告に係る不備を是正するため、平成26年3月7日に第三者委員会から受領しました以下の提言に基づき、再発防止強化対策を着実に実行するとともに、全社一丸となって適切な財務報告の信頼回復に努める覚悟です。

(1) コーポレート・ガバナンス強化

① 取締役会の監視機能の回復

② 監査役及び監査役会の監視機能の実質化

③ 経営改革推進室の設置

(2) コンプライアンス態勢構築・強化

① コンプライアンス教育

② 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢
③ 内部通報制度の充実
④ コンプライアンス強化を目的とした専門部署の設置
(3) 業務プロセスの改善・強化
① 勤務記録の管理
② 財務会計データの精度の向上と有効活用
③ 経理部人員の増員
④ 予算の精度の向上
⑤ 内部監査室による監視の強化

（3）第69期内部統制報告書（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成23年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載しました財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。従って、平成23年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成25年6月10日付で平成24年3月期(第70期)第1四半期から平成25年3月期(第71期)第3四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書の提出をしたにもかかわらず、平成25年11月15日に社内調査により、過年度の仕掛品の一部に資産性のないものが計上されていたことが発覚したことから、平成25年11月22日に不適切な会計処理の調査のため、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の主旨を踏まえて、当社と利害関係のない外部有識者である弁護士2名と公認会計士1名で構成する第三者委員会を設置し、類似事案の有無も含めて徹底的な調査を実施し、全容解明に取り組んでまいりました。今回の調査により、締め後売上、工事進行基準売上、市場販売目的のソフトウェアの資産性、仕掛品の一部について、更に訂正すべき不適切な会計処理が発覚しました。なお、この調査結果について、平成26年3月7日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。

本件に対する当社の対応として、平成21年3月期(第67期)以降の決算を訂正し、平成21年3月期から平成26年3月期(第72期)の第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出を行いました。

本件については、取締役相互・取締役会での監視機能、監査役・監査役会の取締役会に対する監視機能及び営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能が不十分で統制環境に不備があったこと、会計知識の欠如、コンプライアンス教育に対する経営者の姿勢等コンプライアンス意識が欠如していたことに加えて、ソフトウェア開発の受注において、仕掛品の実在性・網羅性・期間配分の適切性の確認が不十分であった等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。

以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、重要な欠陥に該当するものと判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、平成25年6月10日に公表しました改善対策を実行し、平成26年3月期からは、適切な会計処理を実行しておりますが、今回、二度目の訂正報告書等を提出する事態となったことを重く

受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、財務報告に係る不備を是正するため、平成 26 年 3 月 7 日に第三者委員会から受領しました以下の提言に基づき、再発防止強化対策を着実に実行するとともに、全社一丸となって適切な財務報告の信頼回復に努める覚悟です。

(1) コーポレート・ガバナンス強化
① 取締役会の監視機能の回復
② 監査役及び監査役会の監視機能の実質化
③ 経営改革推進室の設置
(2) コンプライアンス態勢構築・強化
① コンプライアンス教育
② 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢
③ 内部通報制度の充実
④ コンプライアンス強化を目的とした専門部署の設置
(3) 業務プロセスの改善・強化
① 勤務記録の管理
② 財務会計データの精度の向上と有効活用
③ 経理部人員の増員
④ 予算の精度の向上
⑤ 内部監査室による監視の強化

（4）第 70 期内部統制報告書（自　平成 23 年 4 月 1 日　至　平成 24 年 3 月 31 日）

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

下記に記載しました財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、平成 24 年３月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、売上高の処理に関し、一部の事業所において、不適切な取引が行われていた可能性があることが判明したため、平成 25 年４月１日に親会社の社員から構成される内部調査委員会を設置するとともに、当社管理部所属の社員から構成される社内調査班を立ち上げ、不適切な取引の内容等につき、徹底した調査を行ってまいりました。同委員会等による調査の結果、取引の一部について売上高の架空計上等が行われていた事実が明らかになりました。

本件に対する当社の対応として平成 24 年３月期以降の決算を訂正し、平成 24 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書及び有価証券報告書並びに平成 25 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件については、取締役以下の役職員のコンプライアンスを踏まえた業務処理に対する自覚が欠如していたことに加えて、全社的な内部統制の重要な一部として取締役の業務執行を相互監視、監督すべき取締役会の機能が不十分で統制環境に不備があったこと、一部の売上の計上プロセスにおいて担当部署と管理・経理部門の相互牽制、モニタリング等が不十分であったこと等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、開示すべき重要な不備に該当するものと判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、財務報告に係る重要な不備を是正するため、同委員会等より受けた以下の再発防止策に基づき、改善策を着実に実行するとともに、全役職員が一丸となって適切な財務報告の信頼回復に努める覚悟です。

(1) コンプライアンス意識の向上
① 企業倫理、行動規範等の周知徹底
② 内部通報制度の周知徹底
③ 社員教育の徹底
(2) 内部統制の一層の強化
① 内部統制基本方針の見直し
② リスク管理意識の徹底
③ 売上計上プロセスの見直し
④ 債権残高管理プロセスの見直し
⑤ 業務管理部門における証憑照合の徹底
(3) 監査体制の見直し
① 内部監査体制の見直し
② 監査役会の関与

（訂正後）

下記に記載しました財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、平成 24 年３月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、売上高の処理に関し、一部の事業所において、不適切な取引が行われていた可能性があることが判明したため、平成 25 年４月１日に親会社の社員から構成される内部調査委員会を設置するとともに、当社管理部所属の社員から構成される社内調査班を立ち上げ、不適切な取引の内容等につき、徹底した調査を行ってまいりました。同委員会等による調査の結果、取引の一部について売上高の架空計上等が行われていた事実が明らかになりました。

本件に対する当社の対応として平成 24 年３月期以降の決算を訂正し、平成 24 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書及び有価証券報告書並びに平成 25 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今回、前述の過年度の当該訂正報告書等について、平成 25 年 10 月から証券取引等監視委員会の検査が開始され、その過程で、過年度の大阪支店の仕掛品勘定の資産性、ソフトウェア仮勘定の資産性等について疑義が呈され、社内確認において、上記仕掛品勘定に不適切なものが発見されたことを契機に、二度目の第三者委員会の調査を実施いたしました。

平成 25 年 4 月から 6 月に実施した調査は、不適切な会計処理を行った担当者へのヒアリングを行い、当該不適切な会計処理の調査対象期間の特定を行いましたが、平成 25 年 11 月から平成 26 年 3 月に実施した調査において、平成 25 年 4 月から 6 月に摘出した不適切な会計処理以外に別の不適切な会計処理があったことが判明しており、調査対象期間と調査対象範囲が十分でなかったことが明らかとなりました。当時の認識では、これほど不適切な会計処理がさまざまな部署で行われていたとの認識もなく、前記の通り、不十分な調査となっていました。

本件については、取締役相互・取締役会での監視機能、監査役・監査役会の取締役会に対する監視機能及び営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能が不十分で統制環境に不備があったこと、会計知識の欠如、コンプライアンス教育に対する経営者の姿勢等コンプライアンス意識が欠如していたことに加えて、ソフトウェア開発の受注において、仕掛品の実在性・網羅性・期間配分の適切性の確認が不十分であった等の統制手続の不備に起因するもの

と認識しております。以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼし、開示すべき重要な不備に該当するものと判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、平成 25 年 6 月 10 日に公表しました改善対策を実行し、平成 26 年 3 月期からは、適切な会計処理を実行しておりますが、今回、二度目の訂正報告書等を提出する事態となったことを重く受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、財務報告に係る不備を是正するため、平成 26 年 3 月 7 日に第三者委員会から受領しました以下の提言に基づき、再発防止強化対策を着実に実行するとともに、全社一丸となって適切な財務報告の信頼回復に努める覚悟です。

(1) コーポレート・ガバナンス強化
① 取締役会の監視機能の回復
② 監査役及び監査役会の監視機能の実質化
③ 経営改革推進室の設置
(2) コンプライアンス態勢構築・強化
① コンプライアンス教育
② 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢
③ 内部通報制度の充実
④コンプライアンス強化を目的とした専門部署の設置
(3) 業務プロセスの改善・強化
① 勤務記録の管理
② 財務会計データの精度の向上と有効活用
③ 経理部人員の増員
④ 予算の精度の向上
⑤ 内部監査室による監視の強化

（5）第 71 期内部統制報告書（自　平成 24 年 4 月 1 日　至　平成 25 年 3 月 31 日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 25 年３月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、売上高の処理に関し、一部の事業所において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、平成 25 年４月１日に親会社の社員から構成される内部調査委員会を設置するとともに、当社管理部所属の社員から構成される社内調査班を立ち上げ、不適切な会計処理の内容等につき、徹底した調査を行ってきました。また、弁護士、公認会計士で構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を同年５月７日に設置し調査を実施し、同年６月 10 日に第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。なお、第三者委員会の調査報告書については、同日付リリース（「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」）にて公表されております。

本件に関する当社の対応として、平成 24 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書及び有価証券報告書並びに平成 25 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書の訂正報告書を提出い

たしました。本件は、取締役以下の役職員のコンプライアンスを踏まえた業務処理に対する自覚が欠如していたことに加えて、全社的な内部統制の重要な一部として取締役の業務執行を相互監視、監督すべき取締役会の機能が不十分で統制環境に不備があったこと、一部の売上及び外注費の計上プロセスにおいて担当部署と管理・経理部門の相互牽制、モニタリング等が不十分であったこと等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。本件発覚が当事業年度末日近くであり、時間的制約から当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保できず、その運用の有効性を確認することができませんでした。

また、当期の決算において、仕掛品の評価につき、不正ではないものの当社の決算業務の妥当性について会計監査人から指摘されております。これは、正確な財務数値を作成するための当社の数値の検証の不足及び当社における仕掛品に関する報告書の不十分なモニタリングが要因であり、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。当該不備は期末の監査の過程で識別されたものであり、事業年度末日までに是正することができませんでした。

以上から、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しております。

**開示すべき重要な不備の是正の方針**

当社は、再発防止に向けた経営体制・仕組みを再構築し、コンプライアンスの機能強化に取り組んでまいります。また、決算・財務報告プロセスにおける不備については、体制の整備や決算手続きを確実に実施することで是正してまいります。

是正の方針

① コンプライアンス意識の向上
　（ア）企業倫理、行動規範等の周知徹底
　（イ）内部通報制度の周知徹底
　（ウ）社内教育の徹底
② 内部統制の一層の強化
　（ア）内部統制基本方針の強化
　（イ）リスク管理意識の徹底
　（ウ）売上及び外注費計上プロセスの強化
　（エ）仕掛品評価プロセスの強化
　（オ）債権残高管理プロセスの強化
　（カ）業務管理部門における証憑照合の徹底

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 25 年３月

31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、売上高の処理に関し、一部の事業所において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、平成 25 年４月１日に親会社の社員から構成される内部調査委員会を設置するとともに、当社管理部所属の社員から構成される社内調査班を立ち上げ、不適切な会計処理の内容等につき、徹底した調査を行ってきました。また、弁護士、公認会計士で構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を同年５月７日に設置し調査を実施し、同年６月 10 日に第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。なお、第三者委員会の調査報告書については、同日付リリース（「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」）にて公表されております。

本件に関する当社の対応として平成 24 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書及び有価証券報告書並びに平成 25 年３月期の第１、第２、第３四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今回、前述の過年度の当該訂正報告書等について、平成 25 年 10 月から証券取引等監視委員会の検査が開始され、その過程で、過年度の大阪支店の仕掛品勘定の資産性、ソフトウェア仮勘定の資産性等について疑義が呈され、社内確認において、上記仕掛品勘定に不適切なものが発見されたことを契機に、今回、二度目の第三者委員会の調査を実施いたしました。

平成 25 年４月から６月に実施した、前回の調査は、不適切な会計処理を行った担当者へのヒアリングを行い、当該不適切な会計処理の調査対象期間の特定を行いましたが、今回、過年度に前述の不適切な会計処理があったことが判明しており、調査対象期間と調査対象範囲が十分でなかったことが明らかとなりました。当時の認識では、これほど不適切な会計処理がさまざまな部署で行われていたとの認識もなく、前記の通り、不十分な調査となっていました。

本件については、取締役相互・取締役会での監視機能、監査役・監査役会の取締役会に対する監視機能及び営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能が不十分で統制環境に不備があったこと、会計知識の欠如、コンプライアンス教育に対する経営者の姿勢等コンプライアンス意識が欠如していたことに加えて、ソフトウェア開発の受注において、仕掛品の実在性・網羅性・期間配分の適切性の確認が不十分であった等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は、平成 25 年6月 10 日に公表しました改善対策を実行し、平成 26 年 3 月期からは、適切な会計処理を実行しておりますが、今回、二度目の訂正報告書等を提出する事態となったことを重く受け止め、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、財務報告に係る重要な不備を是正するため、平成 26 年 3 月 7 日に第三者委員会から受領しました以下の提言に基づき、再発防止強化対策を着実に実行するとともに、全社一丸となって適切な財務報告の信頼回復に努める覚悟です。

（1）コーポレート・ガバナンス強化

① 取締役会の監視機能の回復

② 監査役及び監査役会の監視機能の実質化

③ 経営改革推進室の設置

（2）コンプライアンス態勢構築・強化

① コンプライアンス教育

② 経営者によるコンプライアンス重視の姿勢

③ 内部通報制度の充実

④ コンプライアンス強化を目的とした専門部署の設置

（3）業務プロセスの改善・強化

① 勤務記録の管理

② 財務会計データの精度の向上と有効活用

③ 経理部人員の増員

④ 予算の精度の向上

⑤ 内部監査室による監視の強化

以　上